

第 2 3 号議案

中野区スポーツ・コミュニティプラザ条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

平成 2 9 年 3 月 3 日

提出者 中野区長 田 中 大 輔

(提案理由)

中部スポーツ・コミュニティプラザの附帯設備に係る使用料及び南部スポーツ・コミュニティプラザの温水プールの団体使用に係る規定を定めるとともに、指定管理者の管理の基準及び業務の範囲並びに利用料金等について規定を整備する必要がある。

中野区スポーツ・コミュニティプラザ条例の一部を改正する条例

第1条 中野区スポーツ・コミュニティプラザ条例（平成27年中野区条例第15号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「施設」の次に「及び附帯設備（中野区中部スポーツ・コミュニティプラザにおける屋外運動広場の照明設備に限る。）」を加える。

第18条中「附帯設備」の次に「（器具を含む。第20条において同じ。）」を加え、「同様」を「、同様」に改める。

別表の1(1)の表に備考として次のように加える。

備考 附帯設備の使用料は、当該附帯設備の使用に要する時間1時間までごとに500円とする。

別表の2(1)の表を次のように改める。

(1) 団体使用

ア 体育館及び多目的ルーム

単位時間	施設名	
	体育館	多目的ルーム
午前9時30分～ 午前11時30分	10,200円	1,200円
午前11時45分 ～午後1時45分	10,200円	1,200円
午後2時～午後4 時	10,200円	1,200円
午後4時15分～ 午後6時15分	10,200円	1,200円
午後6時30分～	10,200円	1,200円

午後 8 時 3 0 分		
午後 8 時 4 5 分～ 午後 1 0 時 4 5 分	1 0 , 2 0 0 円	1 , 2 0 0 円

イ 温水プール

区分	単位時間	使用料
1 コース	1 時間以内	2 , 9 0 0 円
全コース	1 時間以内	1 7 , 3 0 0 円

第 2 条 中野区スポーツ・コミュニティプラザ条例の一部を次のように改正する。

第 2 条の 2 の次に次の 2 条を加える。

(指定管理者による管理)

第 2 条の 3 区長は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定により区長が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）にプラザの管理を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第 2 条の 4 指定管理者は、区長が指定するプラザについて次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) プラザの維持管理に関すること（区長の権限に属するものを除く。）。
- (2) 第 9 条の規定により、プラザの使用を承認し、及び当該承認に際し、条件を付すること。
- (3) 第 1 0 条の規定により、プラザの使用を承認しないこと。
- (4) 第 1 1 条の規定により、プラザの使用の承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止させること。
- (5) 第 1 4 条の規定により、プラザへの入館を禁止し、又はプラザから退館させること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認める業務

第4条第2項中「区長が」を「指定管理者（区長がプラザの管理及び運営を行うときは、区長。次条第2項、第9条から第11条まで及び第14条において同じ。）は、」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前項の規定により、指定管理者が休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めるときは、区長に申請し、その承認を受けなければならない。

第5条ただし書を削り、同条に次の2項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要と認めるときは、同項の開館時間を短縮し、又は延長することができる。

3 前項の規定により、指定管理者が開館時間を短縮し、又は延長するとき、区長に申請し、その承認を受けなければならない。

第6条第2項を削る。

第8条第4項を次のように改める。

4 前項の規定による地域スポーツクラブの会員の登録に係る事務手数料は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 個人会員 500円

(2) 団体会員 1,000円

第8条第5項中「並びに前項に規定する登録料の額」を削る。

第9条から第20条までを次のように改める。

(使用の承認)

第9条 第2条の2に規定する施設（以下単に「施設」という。）を使用しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の承認に際し、必要な条件を付することが

できる。

(使用の不承認)

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、承認をしない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認めるとき。
- (2) プラザの管理上支障があると認めるとき。

(使用承認の取消し等)

第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止させることができる。

- (1) 使用の目的又は条件に違反したとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく規則若しくは指定管理者の指示に違反したとき。
- (3) 災害その他の事故によりプラザの利用ができなくなったとき。
- (4) 工事その他の都合により指定管理者が特に必要があると認めるとき。

(利用料金)

第12条 指定管理者は、プラザの使用について別表に定める限度額の範囲内において利用料金を定め、これを指定管理者の収入として収受することができる。

2 指定管理者は、利用料金を定め、又は改定しようとするときは、規則で定めるところにより、区長に申請し、その承認を受けなければならない。

3 第9条の規定により指定管理者による使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、第1項の規定により指定管理者が定める利用料金（以下単に「利用料金」という。）を納付しなければならない。

4 プラザの附帯設備（器具を含む。以下同じ。）を使用しようとする者は、利用料金を納付しなければならない。

5 既納の利用料金は、還付しない。ただし、規則で定める事由に該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

（利用料金の減免）

第13条 指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。

（入館の制限）

第14条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、プラザへの入館を禁止し、又はプラザから退館させることができる。

(1) 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑となるおそれがある者及びこれらのおそれがあるものを携帯する者

(2) 飲酒若しくは薬物の影響で正常な行為がとれない状態であると認められる者又は施設の使用により他人に感染させるおそれのある感染症にかかっていると認められる者

(3) プラザにおいて許可なく物品の販売その他の営業行為をする者

(4) 前3号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められる者

（原状回復の義務）

第15条 使用者（第9条の規定により区長による使用の承認を受けた者を含む。以下同じ。）は、施設の使用を終了したときは、使用した施設及び附帯設備を直ちに原状に回復しなければならない。第11条の規定により使用の承認を取り消され、又は使用を停止されたときも、同様とする。

(権利の譲渡禁止)

第16条 使用者は、施設を使用する権利を譲渡し、又は貸与してはならない。

(損害賠償の義務)

第17条 使用者は、施設又は附帯設備に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。

(指定管理者の指定の取消し等に伴う使用料の徴収等)

第18条 区長は、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部(利用料金の收受を含む場合に限る。)の停止を命じた場合等において、区長が臨時にプラザの管理及び運営を行うときは、指定管理者を指定し、又は業務の停止の期間が終了するまでの間、別表に定める限度額の範囲内において区長が定める使用料を徴収する。

2 第12条第3項から第5項まで、第13条及び別表の規定は、前項に規定する場合について準用する。この場合において、第12条第3項中「指定管理者に」とあるのは「区長に」と、「第1項の規定により指定管理者が定める利用料金(以下単に「利用料金」という。)」とあるのは「別表に定める限度額の範囲内において区長が定める使用料(以下単に「使用料」という。)」と、同条第4項及び第5項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第13条中「指定管理者」とあるのは「区長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

(秘密保持義務等)

第19条 指定管理者の代表者その他の役員及びその業務に従事する者(以下「従事者等」という。)は、当該業務に関して知り得

た秘密を他に漏らし、又は自己若しくは第三者の利益を図る等不当な目的のために利用してはならない。指定の期間が終了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者等がその職を退いた後においても、同様とする。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

第21条を削る。

別表を次のように改める。

別表（第12条、第18条関係）

1 中野区中部スポーツ・コミュニティプラザ

(1) 団体使用

単位時間	限度額		
	施設名		
	屋外運動広場	体育館	多目的ルーム
午前9時30分～ 午前11時30分	6,000円	7,400円	1,000円
午前11時45分 ～午後1時45分	6,000円	7,400円	1,000円
午後2時～午後4 時	6,000円	7,400円	1,000円
午後4時15分～ 午後6時15分	6,000円	7,400円	1,000円
午後6時30分～ 午後8時30分	6,000円	7,400円	1,000円

備考 附帯設備の使用に係る限度額は、屋外運動広場の照明設備にあつては、当該照明設備の使用に要する時間1時間までごとに500円とし、当該照明設備以外の附帯設備にあつては、単

位時間ごとに230円とする。

(2) 個人使用

単位時間	限度額	
	施設名	
	トレーニングルーム	
2時間以内	一般（高校生以上）400円	

2 中野区南部スポーツ・コミュニティプラザ

(1) 団体使用

ア 体育館及び多目的ルーム

単位時間	限度額	
	施設名	
	体育館	多目的ルーム
午前9時30分～ 午前11時30分	10,200円	1,200円
午前11時45分 ～午後1時45分	10,200円	1,200円
午後2時～午後4 時	10,200円	1,200円
午後4時15分～ 午後6時15分	10,200円	1,200円
午後6時30分～ 午後8時30分	10,200円	1,200円
午後8時45分～ 午後10時45分	10,200円	1,200円

備考 附帯設備の使用に係る限度額は、単位時間ごとに400円とする。

イ 温水プール

区分	単位時間	限度額
1 コース	1 時間以内	2, 9 0 0 円
全コース	1 時間以内	1 7, 3 0 0 円

(2) 個人使用

単位時間	限度額	
	施設名	
	トレーニングルーム	温水プール
2 時間以内	一般（高校生以上） 4 0 0 円	—
1 時間以内	—	一般（高校生以上） 3 5 0 円 中学生以下 2 0 0 円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第 1 条及び次項の規定は平成 2 9 年 4 月 1 日から、第 2 条及び附則第 3 項の規定は平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 第 1 条の規定の施行の際現に中野区スポーツ・コミュニティプラザ（以下「プラザ」という。）の使用の承認を受けている者の使用料については、なお従前の例による。
- 3 第 2 条の規定の施行の際現に改正前の中野区スポーツ・コミュニティプラザ条例第 3 条に規定する事業又は同条例第 8 条第 1 項に規定する地域スポーツクラブ事業への参加の承認を受けている者及びプラザの使用の承認を受けている者は、第 2 条の規定による改正後の中野区スポーツ・コミュニティプラザ条例の規定により使用の承認を受けたものとみなして、当該プラザを使用することができる。